

## 参議院内閣委員会議録第五十六号

(五三一)

昭和三十一年五月三十日(水曜日)午前 十時五十五分開会	防衛庁防衛局長 林 一夫君
委員の異動	本日委員千葉信君辞任につき、その補欠として村尾重雄君を議長において指名した。
出席者は左の通り。	青木 一男君
委員長 理事 委員	野本 品吉君 宮田 重文君 江田 三郎君 島村 軍次君
事務局側	通商産業大臣 井上 清一君 特許庁長官 小幡 治和君 会専門員 木島 虎藏君
○理事の辞任及び補欠互選	○国防会議の構成等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	○連合審査会開会の件
○委員長(青木一男君) これより委員会を開きます。 千葉信君より理事の辞任願いが出ております。これを許可するに御異議ございませんか。	○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
國務大臣 国務大臣 政府委員 防衛政務次官 防衛厅次長 防衛厅長 官房官長	船田 中君 永山 忠則君 増原 久忠君 門叶 恵吉君 堀 重雄君 法晴君 豊田 雅幸君 田畠 金光君 松浦 清一君 村尾 重雄君 吉田 法晴君 豊田 廣瀬 久忠君 門叶 恵吉君

法案の内容はすでに御承知の通り、防衛庁設置法の第三章の規定に基いて、国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に関連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否等について協議をして、その計画を策定する機関であります。しかも防衛庁設置法第四十二条第二項においては、これが内閣総理大臣の単なる諮問機関ではなくて、「内閣総理大臣は、左の事項について、国防会議にはからなければなりません」、こうありますから、この点となつたことは、要約をいたしますと、第一にはこのよろな軍備は憲法違反ではないのか、第二にはこのようないくらかの強要によるものではなれません。この「はからなければならぬ」義務を負うた内閣総理大臣が、国防会議の議長たる内閣総理大臣に諸らなければならぬのでありますから、何とか答えるを出さなければならぬことは申します。その「はからなければならぬ」義務を得て任命する者五人以内とありますものとの間で、この開催以外のいわゆる議見の高い練達の者のうちから五人の会議は存在することとなるのであります。かかるかの強要によるものではなればならぬのであります。かくてわが国防衛の大計は、防衛に關係のある産業まで支配する大きな権力をもつて、この会議は存在することとなるのであります。かかるかの強要によるものではなればならぬのであります。かくてわが国防衛体制は、日米安全保障条約に基づいて我が国の防衛力を増強し、それについて、アーティカの駐留軍を漸減していくことと、自衛隊の方向をとつて、これが政府の説明によつて明瞭かであります。すなわち昭和二十五年、七万五千で出発をいたしましたわが国の警備予備隊は、その後十一万に増強され、保安隊となり、さらにこれが十三万となつて自衛隊にかかり、さらにもまた二十九年には十六万四千となりました。

法案が再び今国会に提案されたといふことに御異議ございませんか。

その指名を便宜委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

海上自衛隊においては制服隊員約三千人、航空自衛隊においては制服と事務職員とを合せて約八千人、合計三万二人を増強する方針をきめた由であります。それにつれて各自衛隊の装備も増強されることはもちろんであります。このことは三十二年度予算要求の準備計画であろうとは思います。しかしながら政府が軍備拡充計画を立てて以来、予算案の作成に当つて防衛関係予算が、その他の一切の内政予算に優先をして獲得されておりまする前例から見ましても、この計画は大体実現されるものと判断をして間違いないと思ふのであります。かくて三十二年度末にはわが国の自衛隊は事務職員を含めまして、二十三万二千の勢力となるのであります。伝えられる防衛六ヵ年計画の最終年度たる昭和三十五年を待たずして日本の自衛隊と称する軍隊は予定の二十七万に達しそうであります。

年間経常費も間もなく二千億を越え、フィリピン、ビルマ等のすでに決定された賠償費、やがてきまるであろうその他の国々との賠償額がきまれば、わが国の経済と国民生活はついにたどることのできない負担となるのであります。このような実情が明瞭となつておりますので、私はこの法案が成立をして国防の大計が立てられ、これが実践されていきますると、その増強の速度に反比例をして、わが国の総合的な経済力の弱体化が見えます。そこで、本法案に賛成することができますので、本法案に賛成することができます。

具体的な反対理由の第一点は、現行憲法との関連についてであります。日本の自衛のためと称する軍備が憲法第九条に違反するかしないかといふこと

とは、ずいぶん長い間の議論でございました。国会の中では保守政党の諸君が違憲でないと結論し、私どもの側では違憲であると主張をいたして参りました。これは昭和二十五年の警察予備隊創設以来の論争であったのであります。学界におきましても、善意な学者はすべて違憲説を支持いたしております。国民党の大勢はどうかといえども、昨年二月の衆議院の総選挙は、この問題を最高の論点として戦わされました。しかし、その結果は、憲法改正阻止のために必要な三分の一以上の議席を革新政党に与え、その考えを明らかにしたのであります。これが反対第一の基本線であります。

等の燃料価値の比重や鉄鋼やら防衛需要の具體化が周到に解説せられて、農業の具体化が周到に解説せられて、農業の具體化が必要であるといふのであります。私どもは鉱工業の中に石炭と石油林水産の中に総合食糧対策、肥料の問題が具体的に計画され、解明されなければ、この経済自立五カ年計画は單なる思いつきにすぎないと思うのであります。従つて私どもはこの計画の中から昭和三十五年の最終年度に四千五百八十六万人と想定される労働人口が、完全に消化されるということを残念なままであります。もちろん今後の経済自立五年計画では、前の総合経済六カ年計画と称する空想的なメモ書きに比較すれば、若干の科学性は認めます。しかし、この計画では、前回の三十五年末における四千五百八十六万人の労働人口のうち、国民の総生産の伸びに比べてその就労率がこれに伴わない、四十五万人の完全失業者が存在することを証明をいたしておるのであります。日本の予想される経済力は、計画の最終年度二十七万人の自衛隊を差し引いて、その装備と消耗品をまかなつて会に譲るといつましても、高確経済企画庁長官の説明のごとく、わが国の経済力に不可能であります。わが国の経済力を自立する方策についての論議は別の機会に譲るといつましても、高確経済企画庁長官の説明のごとく、わが国の経済力は、わが国の経済力はあまりに弱体であります。この意味で軍備の漸増方向に対して私は反対をするのであります。第三には外敵から侵されないだけの軍備を持つことが平和を守る手段であります。

るとの考え方についてであります。この法案審議の過程を通じて明らかにされましたが、日本を取り巻く列国の軍備は、情報として流布されている六ヵ年計画の最終年度におけるわが国の軍備をもってしても、列国の現況と比べて見ればわかります通り、これは比較にならない弱体なものであります。自主独立の防衛体制と政府はよく申しますが、三十五年度末には列国はわが国よりも増強の意思さえ持てば、さらに速度を早めてこれを増強することができます。日本は世界のいすれの国に比べても人口の密度は高い、その数も多いのでありますから、世界の強大国のまねはできないまでも、無理な方法をもってすれば兵隊の数を作ることはできないことはないであります。しかし兵隊の数だけでは戦力にならないことは論ずるまでもありません。いつまでもアメリカの腰にぶら下っているわけにもいかないかなかりであります。いつまでもアメリカの腰にぶら下っているわけにもいかなないから、その眞の戦力である國の総合的な経済力、いわゆる戦力たらしめることができがたいとするならば、世界に平和を求める道は他に求めることができますから、その眞の戦力である國の総合的な経済力、いわゆる戦力たらしめることができがたいとする私たちはここで質疑の際にも申しましたように、無理にでも日本が戦争の危険を犯すとすれば、それはアメリカ一辺倒の外交政策の中に大きなやまちを犯しているからであります。すなわち向けて対立しているその中に、アメリカと共同防衛を語り合しながら、大きな戦争の恐怖を感じておるのであります。この日米安全保障条約と中ソ友好同盟条約とが背後を支えます。この日米、中ソの対立関係を解消

することに、わが国は全力を集中すべきであります。私は静かに日本の経済自立を考え、平和を求めるの道を考えてみて、アメリカとの経済提携はそれは大切にすべきであります。しかしながら今日のごとくアメリカ一辺倒方式は断じて改めるべきであると考えるものであります。その上でさらに世界に対する要求する権利と条件があるのであります。さらにはまた世界に向って徹底的な要請することも一つの道であります。われわれ日本人にはそれを世界に軍備縮小を要請し、国際連合による警察軍によって侵略国に膺懲を加えていくことについても努力が払わるべきであります。どういうわけで日本が国際連合に加盟できないのか、それを深く考えてみるべきであります。国際連合に加盟すれば軍隊の供出、共同防衛の必要が起つてくるかもしません。しかしそれは持つてゐるから起つてくるのであって、軍隊を持つていなければまたおのずから道は開かれると思うのです。平和は軍備の強化にその道を求めるべきではなくて、軍縮の方への努力の中から生れてくるものであるとの観点から、私はこの法案に反対するものであります。

ていると思います。しかしながら日本の国の実情は、前にも申し上げましたよなうな事情にあるのでありますから、モスコーに行った河野農林大臣がどのよなうな腹芸をしたかしないかは知りませんが、そのことはともあれ、早急に日ソ交渉を再開して、ますます連との平和を求め、それを契機として中共との平和のための交渉を求め、この二つの対立した安全保障条約をときほぐして、日米中ソ一本の平和条約、安全保障の条約締結にまで押し進めるための最善の外交努力を払べきであります。現在の鳩山内閣にはその方向への強烈な理想がないのであります。この理想を実現するために努力を払うということは万人反対するものはないのであって、現在のアメリカ隸属軍の増強は、およそこの理想実現への道とは反対の方向をたどりつあるのであります。従って私は世界に平和を求め、国民生活の安定を求めるがゆえに、この法案に反対をするのであります。

かし現在の世界情勢のもとにおいて、たといそれが許容のできないものであつたとしたましても、みずからのがわれわれの求めざるものであつたいたしましても、現在わが国の軍隊は韓国にも及ばない、北鮮にも及ばない、台湾にも及ばない、インドシナ、ベトナム、ペキスタン、イラク、トルコ並みの軍隊のために、アメリカやイギリス並みの国防会議は絶対に必要がないと思うのであります。現在の統合幕僚會議で本案の目的とする国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に関連する産業等の調整計画の案を作成して、これを内閣総理大臣に報告をして、内閣総理大臣はこれを国会の承認を求めて実行すればいいと思うのであります。また、この法案の目的の一つである防衛出動の可否については、海外出動はしないとの声明もあり、その他の出動については、内閣総理大臣は当然国会の承認を要することになつておるのでありますからこれは問題ではないはずであります。

ます。果してわが国の経済的実情が、国民生活の実態がいわゆる軍備に充てる余力をもつて、いるでございましょうか。私はこの辺のところはなかなか納得ができないのであります。昨年二月、衆議院の総選舉に際し、自由党の公約は四十二万戸の住宅を立てるということであります。社会保障制度の拡充強化をはかつて、自主独立の外交をやるということが主要な政策であつたことは御承知の通りであります。ところが、最近労働省の発表によりますと、本年三月末におけるわが国の完全失業者は百六万に達して、これは戦後最高のものであるといふのであります。経済自立五カ年計画のいう完全雇用とは、その出発点において早くも大きな蹉跌を来たしておるのであります。そのほか、半失業状態にあるもの等を含めますると、わが国の実情は完全に就労のできない者が七、八百万人くらいに達しているのではないかと判断されるのであります。完全に就労しておるものの悲惨を思ひべきであります。さらに住宅の関係につきましても、最近建設省の発表によりますと二百七十万戸の住宅が不足をしておると伝ええておるのであります。さらに社会保障の点につきましても母子寮の不足、託児所の不足、養老施設の不足は申しますまでもなく、生活保護の不徹底、戦争終つて十一年になるのにまだ戦争未亡人に対するえその施設はきわめて不十分であることは御承知の通りであります。今時を同じくして本院の社会労働委員会に提案審議されております

る健康保険の改悪案を見ればわかります。昭和二十年実施以来今日に至りまするまで約三十年労働者の疾病、負傷等における医療生活の保障を行なう制度として今やこれが国の社会保障制度的一大支柱をなす制度であることは申し上げるまでもないであります。ところがこの保険が昭和二十八年給付額が保険収入を上回るようになつて、保険経済はきわめて困難な事情になつたと称して三十年度の予算では保険料率を千分の五を引き上げて二十五億円の増収を行なうことと決定したのであります。それだけ労働者たる被保険者の負担が加重させられたわけであります。これに対して私はもは医療費の二割を国家において負担して被保険者の負担増を起さないことを政府に對してしばしば提言して参りましたが、社会保障制度の拡充強化を公約をした政府は、三十一年度においてまたまた療養費の一部を被保険者に負担せしめることにより二十三億円の制度の改悪をはからうといつておるのであります。すなわち被保険者の負担増を計画いたしておるのであります。衆議院の修正案にしてもなお十七億八千万円の被保険者の負担増は免れないであります。さらに労働者の直接生活の悪条件もさることながら、事業費に圧迫をされた國の予算是、一概に去らせておる現状であります。私が兵庫県の加西郡のある村に参りましたところが、その村の村長が陳情があ

て聞いてみましたところが、昭和二十一年の水害の際に、その村を貫流しておる川の堤防が切れ、これを修復するために国庫補助を申請をしたといふのであります。これの修復費用は六万円、きわめてわずかであります。農協から日歩四銭の金を借りて、こ堤防を修復した、ところが六年経つ、今日に至るもびた一銭も政府は金を貰わないのだ、一体どうしたのであるかといふ話であります。これは単な一例にすぎません。全国の各村々に、この災害のために、その修復がいまにできないで、非常に困つておるところが実に多いのです。国の経に余力があるから、軍備の拡充ができるのだ、先般防衛庁の方から出された資料によつてもわかります。アジア関の諸国の軍備の実情を見ましても、本がこれから飲まず食わずで二十二年やつても、追つつかない強大な軍備を持っておることは、防衛庁自身がよく御承知の通りであります。かくのごく国土の荒廃はそのままに捨ておれ、忘れられて、そのままの状態で、日本の防衛力と称して兵隊の數ばかり少ぐらいふやしたつて、日本の國の力、防衛力は増強されないのであります。國民の生活が何の不安のないまま安定をして、荒廃された國土が復して、經濟は自立安定をして、その結合的な力が充実することが、すなはち日本の國の絶対的自衛力が強まるところであります。わが國の實情は自衛隊

増強よりも、さらに緊急にならねばならぬことが実に多いのであります。従つて私は國力と國民生活の実態を観して、軍備の増強が計画されていくことをする法律案に対し反対をするのであります。(拍手)

○島村重次君 私は緑風会を代表いたしまして、ただいま議題になつておりまする國防會議法案に関し、賛成いたします。

本案は、十九国会において設定されました防衛府設置法の四十二条にすでに明瞭に記載されておるところでありますして、前国会におきましたが、慎重審議され、すでにその全貌は明らかになつておつたのであります。さうして、前国会におきましたとしても、政府の提案以来、きわめて慎重に本委員会において審議、討議されましたことは、從来多分の問題点の多いと称せられた國防會議法案も、現在のわが國の自衛体制強化の点から考えまして、あらゆる角度からその内容が明らかになつて参つたのであります。

問題の主要な点は、先ほど松浦委員のお話にありましたように、すでに法律で認められた國防會議のその構成の問題であります。すなわち國防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に関する産業等の調整計画の大綱、防衛活動の可否等につきまして國防會議に諮問する、内閣総理大臣がこれに諮問する、こういう内容であります。もちろんこの國防會議は、すなわちわが國の自衛体制強化のその内づけをする重要な今後の、将来計画に関する大會議でなければならぬのであります。従いまして本法律案の提案の過程において明

らかになりましたように、民主主義の内閣だけではなくして、民間人をこれまでる國防會議法案に関し、賛成をいたしました。内閣総理大臣並びに防衛府長官をこれを認められるところであります。ただ審議の過程におきましたが、民衆が作られているということに対し

ましては、われわれは少くとも遺憾の意を表したいのであります。将来わが國の國力に応じ自衛体制強化の際におきましたは、さらに進んでこれらの点に関して十分な配慮を望みたいことが第一点であります。

しかして現在の内閣法におきましたは、いわゆる総理大臣の権限があまりにも強くして、憲法調査会の論議の際にも、あるいは自衛隊法の改正の法律案の審議の際にも、これらの諸点が相

当強く論議の対象になつたことも皆さん御承知の通りであります。その權力の強い総理大臣が議長となり、しかして各省大臣、特に関係のある大臣がこれに加わるということは、いわゆるその國力に応じた國防力の強化の点から当然であります。これをいかにわが國の國民の経済、國民の生活にマッチせしめるかということが、すなわち國防會議の主眼点、すなわち目的、目標でなければならぬと思つてあります。

子せしめるかといふことですが、すなわち國防會議の主眼点、すなわち目的、目標であります。すなわち國防の過程においていわゆる防衛府の試案五カ年計画を承り、かつた世界の經濟情勢あるいは今日の外交情勢あるいは

さらに世界の外交關係等をつぶさに検討を加えますといふと、その全貌は日本とその世界の大勢、特に世界の産業

とは、内閣総理大臣並びに防衛府長官とわが國の國民生活との関連をいかに一日と變りつあるのであります。われわれは自衛体制の強化のために

調整していくかということに対しても、ただ審議の過程におきましたが、民衆をこれを認められるところであります。ただ審議の過程におきましたが、民衆が作られているということに対し

ましては、われわれは少くとも遺憾の意を表したいのであります。将来わが國の國力に応じ自衛体制強化の際におきましたは、さらに進んでこれらの点に関して十分なる配慮を望みたいことが第一点であります。

さらに戦前のいわゆる陸海空軍の考え方が、ややもすると現在の国民の間にはいかに将来の自衛体制があるべきかということに対し、多く不安があることでも、これは事実であります。

従つて十分國民の間に納得せしむるの措置が必要であるのであります。従つて國防會議に論議される事項は、すみやかにそのつど十分に國民の納得する

ように強くして、憲法改正をしたところでもまた國会外においても論議されることは、それは事実であります。

が第一点であります。しかしして現在の内閣法におきましたは、いわゆる総理大臣の権限があまりにも強くして、憲法調査会の論議の際にも、あるいは自衛隊法の改正の法律案の審議の際にも、これらの諸点が相

當強く論議の対象になつたことも皆さん御承知の通りであります。その權力の強い総理大臣が議長となり、しかして各省大臣、特に関係のある大臣がこれに加わるということは、いわゆるその國力に応じた國防力の強化の点から当然であります。これをいかにわが國の國民の経済、國民の生活にマッチせしめるかといふことですが、すなわち國防會議の主眼点、すなわち目的、目標であります。すなわち國防の過程においていわゆる防衛府の試案五カ年計画を承り、かつた世界の經濟情勢あるいは今日の外交情勢あるいは

法律案に対するものと認めざるを得ないのあります。國防會議の設立させられに当りますは、これらの諸点に

深く考慮を要するものと認めざるを得ないのあります。國防會議の設立させられに当りますは、これらの諸点に

の第四十二条に基く本法律案は、防衛府の名前においてとつて参りましたそ

の経過をたどつてみますといふと、今日の、初期の七万五千に約三倍する兵力を持つに至りましたが、それらの過程を通して、一々憲法違反の事實を積み重ね、實際上には憲法改正をしたと同じ効果を持たしめようとすることが十分に看取されるのであります。その意味から申しまして、私はこの本法律案は憲法違反の法案であるということを

最初に警察予備隊として七万五千の自衛力を設け、ついで十一万人、さらに兵力を持つに至りましたが、それらの過程を通して、一々憲法違反の事實を積み重ね、實際上には憲法改正をしたと同じ効果を持たしめようとすることが十分に看取されるのであります。その意味から申しまして、私はこの本法律案は憲法違反の法案であるということを

最初に警察予備隊として七万五千の自衛力を設け、ついで十一万人、さらに兵力を持つに至りましたが、それらの過程を通して、一々憲法違反の事實を積み重ね、實際上には憲法改正をしたと同じ効果を持たしめようとすることが十分に看取されるのであります。その意味から申しまして、私はこの本法律案は憲法違反の法案であるということを

最初に警察予備隊として七万五千の自衛力を設け、ついで十一万人、さらに兵力を持つに至りましたが、それらの過程を通して、一々憲法違反の事實を積み重ね、實際上には憲法改正をした同じ効果を持たしめようとすることが十分に看取されるのであります。その意味から申しまして、私はこの本法律案は憲法違反の法案であるということを

最初に警察予備隊として七万五千の自衛力を設け、ついで十一万人、さらに兵力を持つに至りましたが、それらの過程を通して、一々憲法違反の事實を積み重ね、實際上には憲法改正をした同じ効果を持たしめようとすることが十分に看取されるのであります。その意味から申しまして、私はこの本法律案は憲法違反の法案であるということを

最初に警察予備隊として七万五千の自衛力を設け、ついで十一万人、さらに兵力を持つに至りましたが、それらの過程を通して、一々憲法違反の事實を積み重ね、實際上には憲法改正をした同じ効果を持たしめようとすることが十分に看取されるのであります。その意味から申しまして、私はこの本法律案は憲法違反の法案であるということを

最初に警察予備隊として七万五千の自衛力を設け、ついで十一万人、さらに兵力を持つに至りましたが、それらの過程を通して、一々憲法違反の事實を積み重ね、實際上には憲法改正をした同じ効果を持たしめようとすることが十分に看取されるのであります。その意味から申しまして、私はこの本法律案は憲法違反の法案であるということを

最初に警察予備隊として七万五千の自衛力を設け、ついで十一万人、さらに兵力を持つに至りましたが、それらの過程を通して、一々憲法違反の事實を積み重ね、實際上には憲法改正をした同じ効果を持たしめようとすることが十分に看取されるのであります。その意味から申しまして、私はこの本法律案は憲法違反の法案であるということを

最初に警察予備隊として七万五千の自衛力を設け、ついで十一万人、さらに兵力を持つに至りましたが、それらの過程を通して、一々憲法違反の事實を積み重ね、實際上には憲法改正をした同じ効果を持たしめようとすることが十分に看取されるのであります。その意味から申しまして、私はこの本法律案は憲法違反の法案であるということを

最初に警察予備隊として七万五千の自衛力を設け、ついで十一万人、さらに兵力を持つに至りましたが、それらの過程を通して、一々憲法違反の事實を積み重ね、實際上には憲法改正をした同じ効果を持たしめようとすることが十分に看取されるのであります。その意味から申しまして、私はこの本法律案は憲法違反の法案であるということを

最初に警察予備隊として七万五千の自衛力を設け、ついで十一万人、さらに兵力を持つに至りましたが、それらの過程を通して、一々憲法違反の事實を積み重ね、實際上には憲法改正をした同じ効果を持たしめようとすることが十分に看取されるのであります。その意味から申しまして、私はこの本法律案は憲法違反の法案であるということを

最初に警察予備隊として七万五千の自衛力を設け、ついで十一万人、さらに兵力を持つに至りましたが、それらの過程を通して、一々憲法違反の事實を積み重ね、實際上には憲法改正をした同じ効果を持たしめようとすることが十分に看取されるのであります。その意味から申しまして、私はこの本法律案は憲法違反の法案であるということを

としての本来の趣旨は、そこではきわめて弱いものとなることが想像されます。その場合においては、私は昨年の二十二回国会において国防会議法案が流産したあとに、内閣に防衛関係閣僚懇談会が設けられて、必要のある諸問題についてこの懇談会が諸間に応じて懇談会をいたした事実があるのであります。今さらあらためて閣僚懇談会を法律的な基礎を持つ国防会議法に基く国防会議にこれをかえる理由はないと思ひます。そうでなくて、もし国防会議が最終的な決定機関としての内閣に対してその発言権が非常に大きな比重を持つという場合においては、また二つの疑問が起つてくるのであります。一つは、国防会議を構成する議員は、内閣法に定められたところの副総理、外務大臣、大蔵大臣、防衛庁長官、經濟企画庁長官によって構成されております。この中で防衛庁長官を除いてはいずれも軍事的には必ずしも専門家ではありません。しかし防衛庁長官にはアシスタンントとしての軍事専門家がたくさんついております。従つて防衛庁長官の発言がかなり強力にこの会議を左右するだらうと思います。のみならず、本法案の第六条によりますと、「統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させ、意見述べさせることができます。」といふ規定になつております。勢い国防会議において最も強い発言権を持つ者はそれらの軍事的な専門家、あるいはそれをアシスタントとする防衛庁長官が幾たびも述べていられる政治優

先の原則というものがここで破壊される危険があると心配されるのであります。私はここで明治憲法下のあの軍と政府との関係を思い起さざるを得ないのを指導するようになつたか。本来の規定から申しまするならば、決して軍が政治に関与すべき制度ではなかつたのであります。天皇下——天皇のもとに統帥権を持つ軍の立場というものは、わしら政治から中立の立場をとる、政治も軍には関与しないという立場が本来的な立場であったことは、統帥権を確立した山縣有朋のこれが制定された当時の考え方によつて十分明らかであります。ところが実際軍と政府との関係をその後の過程について見ますと、いと、結局において軍が政府を指導する、政治に優先するという形をとつて参つた。制度の上ではそななるべきではなかつたのにもかかわらず、実際問題としては軍が政治を指導するに至つた。つまり軍の専門家が政治の内部において、政府の内部において、たとえば軍部大臣等を通じてそれが大きな発言権を持つおつたといふところに起因すると思うのであります。国防会議の場合はつても、やはり防衛庁長官なり、あるいは出席して発言することのできる統合幕僚会議議長、その他の関係者の発言が非常に大きな比重を占めるに至ることが心配されるわけであります。

それからもう一つの問題は、この国防会議が最終決定機関としての内閣における統合幕僚会議議長、その他の関係者の発言権が非常に大きくなる必要があります。従つて国防会議の構成、その任務等に関連しまして、国防会議が第六条によりますと、「統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させ、意見述べさせることができます。」といふ規定になつております。勢い國防会議において最も強い発言権を持つ者はそれらの軍事的な専門家、あるいはそれをアシスタントとする防衛庁長官が幾たびも述べていられる政治優

られているところの諸点から考えます。おそらく国防会議の会議をもののがいわば内閣内におけるところのインナーキャビネットの性格を持つに至るのではないかということが心配されるのであります。インナーキャビネットの問題につきましては、学界においても相当問題の存するところであり、特に第一次大戦中にイギリスにおいてロイドジョージ内閣が、御承知のよしなインナーキャビネットを戦時政策遂行のために作ったのであります。あの場合にはつきましては学者の間にも大して異論がないとは申しますが、しかしあの場合についてもかなりの異論があり、特に一九三一年のナル・ガバーメントの成立に際しまして、マクドナルド内閣のもとにインナーキャビネットの意見が強く盛り上つた。ところがこれに対しまして、学界も当時の労働党も——労働党は二つに割れておられましたが、労働党も反対をいたしました。ついにインナーキャビネットは実際上には作られておらなかつたのであります。

なぜインナーキャビネットが行政組織の上から問題になるか。閣内に特別な閣僚の会議を設けることが、内閣自体の政治的な意義を失わしめるといふところにあつたといふことは明らかであります。従つて国防会議の構成、その任務等に關連しまして、国防会議が第六条によりますと、「統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させ、意見述べさせることができます。」といふ規定になつております。最近のアメリカの防衛計画は明白に仮想敵国となるといふ点に、現在の防衛計画の増強の根拠があると言わなければなりません。のみならず政府当局においては、たとえば仮想敵国等については何ら予定しているものではないということを述べているのであります。しかしアメリカの防衛計画は明白に仮想敵国となるものを予定しております。最近のアメリカの、たとえばニューヨーク・タイムズ等を見ますと、毎号ソビエトをめぐつての米英のそれぞれの国の空軍基地あるいは海軍基地等が、ほとんど毎号地図をもつてこれを説明しながら載せております。ソビエトの空軍の計画はこうである、あるいは地上軍の軍隊は何個師団である、これに対抗

が問題であるばかりでなく、さらにインナーキャビネットとしての性格を持

つに至るであろうことが、第二西ヨーロッパ全体を含めてその軍隊は

ヨーク・タイムズなどはこれを報道し

ております。すなわちアメリカの防衛

計画のゲーベンスタンドは、あくまで

もソビエトということに向かってい

ることは、これはもはや否定すること

はできないのであります。もし日本の

防衛計画がアメリカの防衛計画の一環

として組み入れられたものとするなら

ば、やはり同様にそのゲーベンスタン

ドはソビエトにある、あるいは共産主義陣営にある、こう申しても差しつか

えないと私は思います。

それからもう一つの、財政経済上の負担の問題であります。国民経済の二%

が日本の自衛力の体制を整備する財

政的根拠であるというのが政府の説明

であります。なるほど国民所得の二%

という数は、そのペーセンテージから

いうならば非常に低いに思われるの

であります。しかし日本が二%でアメ

リカが一%何%イギリスが何%である

とかいうような機械的な比較を行つこ

とは非常に危険であります。なぜなら

ば、日本の財政経済はまだきわめて底

が浅い。戦争が済んで十一年になります

が、しかし先ほど松浦委員の申しま

すように住宅も社会保障制度も何らま

だ完備しておらぬ日本の実情であります

。アメリカの場合はおそらく歳出と軍

事費との比較を見まするならば、六〇%

前後を占めているであります。よ

う、その割合は非常に大きいと言わ

なければなりませんが、しかしアメ

リカと日本との両者の財政経済を同じ

は間違いあります。日本のまだ底の浅い財政経済の上から、よしんば国力の二三%をその軍備のための負担とすると仮定いたしましても、そのことは日本の大般的な財政経済の上に大きな影響を与える。そのため社会保障制度も削減せざるを得ないという結果にならざるを得ないのであります。従つてこの点からも、この防衛計画に対しましては私どもは反対せざるを得ない。

なお、この問題に関連しまして、アメリカの撤兵の問題であります。三十年度末には地上軍が十八万、その他海上、空軍、これに見合ひだけの三軍均衡の状態が達成される、これが現在の防衛計画の内容であります。そのときにはアメリカの日本におけるところの軍隊が撤退するであろう、その可能性が出てくるのだといふのが政府の説明であります。おそらくアメリカとしては地上軍をできるだけ早い機会に日本から撤退させようと考へていることは、すでに一昨年のアイゼンハワーの年頭教書以来明確になつております。しかし空軍、海軍等については、これを撤退しようという意思を持つておらぬこともまた明らかであります。さらにもた地上軍の撤退に見合つて、それぞれの地域において同数の、ないしはそれに匹敵すべきところの軍事力、特に地上軍を設けようというのがアメリカの考え方であります。それだからこそ西ドイツ、また日本に対しても、それぞれの防衛計画に基いての軍隊の整備を強要してきているものと言わなければならぬのであります。

なお私はここで何度も繰り返しますが、オーラン・ティモ

アが日本に對するアメリカの国防当局の見解としてとつておるところのあの考え方をもう一度繰り返したいと思います。日本は極東におけるところの沈没する航空母艦である。日本は極東において最も進んだ軍需工業地帯である。日本は九千万に近い人口を持つ、従つてまた有力な軍隊を提供し得る国である。この三つの觀点がアメリカのペントAGONの対日政策の根幹にあるのだということを指摘いたしております。このオーヴェン・ラティモアの対日政策に対するところの指摘は、私はきわめて適切にアメリカの日本に対する軍事上の觀点を説明したものと申しても差しつかえないと思うのであります。

それから第四番目に、私は最近の世界情勢から見まして、日本の自衛体制を整備するということは、少くとも逆行的な方向であるということを指摘しなければなりません。一昨々年の朝鮮の休戦、それに一昨年のインドシナの休戦、この二つの休戦以来、力の政策が國際紛争を解決する手段としてもはや破綻に瀕しつつあるということは、世界の識者の指摘するところであります。特にジエネーヴの会談、ジエネーヴにおいて四巨頭会議が持たれましてから、いわゆるジエネーヴ精神という話し合いによつて問題を解決する、平和の政策を今後の國際關係の基調にしよう、平和共存の外交方針を打ち立てよ、いわゆるジエネーヴ精神が樹立されましてから、世界の情勢は全部なくなるとは想像されません。現に中東において、あるいはまた北一步々々平和の方向に動いております。もちろんそらかといつて局地的な紛争が全部なくなるとは想像されません。

アフリカにおいて各種の問題が起つてゐるのも事実であります。しかしながらそれらの諸問題も、たとえば国連の事務総長が、紛争当事国間に交渉を統続けるなどの方法によりまして、熱い戦争にこれが発展することを食いとめていることともまた事実だと申さなければなりません。鳩山首相が、軍備こそが平和の保障である、こういう発言をされているのであります。武装平和はこそ危険なものでは私はないと思ひます。今日の世界情勢に逆行するものはなはだしいと申しても差しつかえないと思ひます。なおこの平和への傾向に関連いたしまして、軍縮がこれまで世界の大きな関心事となり、それが前進が看取されるのであります。もちろんまだ軍縮は達成されておりません。しかしジュネーヴ会議以後、昨年の八月、国連において軍縮小委員会が開かれ、それから最近に至るまで幾たびか軍縮の小委員会が持たれ、そろしてその軍縮の小委員会においては、英仏の案であるとかあるいはアメリカの提案であるとか、ソビエトの提案等が行われました。ともかく軍縮に向つて四大国はきわめて熱意のある態度を持つております。その上ソビエトにおいては、昨年は六十数万、本年になりましてから、つい最近百二十万の軍縮を行う旨を声明いたしております。これらの事情はまたひいてはNATOの軍事政策に非常に影響を与えてゐることは、これまた新聞の報道においては、NATO理事会の一部に明白にしてではなく、これを経済的な結合として再編成しなければならぬといふのが、NATO理事会の一部に明白に

最近は出ている傾向だと申しても差一つかれないと思うのです。これらの事情を考えるといふと、私は防衛計画を主として、それに伴う各種の問題を審議すべきところのこの国防会議を構成しようということは、わめて世界の情勢に逆行するものだよ申しても差しつかえないと思うのであります。

以上の理由によりまして、私はこの法案に反対をいたすものであります。(拍手)

○井上清一君 私はここに議題となつております國防會議の構成等に關する法律案につきまして、自由民主党を代表いたしまして、きわめて簡単に賛成の意を表明いたしたいと存じます。

御承知のように、第十九国会におきまして成立を見ましした防衛局設置法第四十三条におきまして、国防會議のことを規定し、国防會議の構成その他必要な事項は別に法律で定むる旨を規定いたしているのであります。わが国は國防計画の大綱、防衛計画の大綱、防衛の基本方針、国防會議は、計画に関連いたしまする産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否等につきまして、内閣総理大臣は国防會議に諮問すべきものとし、また国防會議は、国防に關しまする重要事項につきまして、内閣総理大臣に対し意見を述べることができるものといたしているのであります。わが國をめぐる内外の諸情勢にからがみ、自衛力の増強をはかり、防衛体制を確立いたしまするがために、本法案の成立はまさに喫緊の要務であると存ぜられるのでございます。

きわめて簡単に理由を述べまして、賛成といたします。(拍手)

○委員長(青木一男君) 他に御発言もなければ、討論は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

国防会議の構成等に関する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木一男君) 挙手多数。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他諸般の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多數意見者署名

野本 品吉	宮田 重文
小幡 治和	木島 虎藏
井上 清一	西郷吉之助
佐藤清一郎	廣瀬 久忠
豊田 雅幸	島村 軍次
木村篤太郎	

○委員長(青木一男君) 次に委員変更について御通知いたします。

本日、千葉信君が辞任されまして、  
その補欠に村尾重雄君が選任されました。

報告書には多数意見者の署名を付す  
ることになつておりますから、本案を  
可とされた方は順次御署名を願いま  
す。

○委員長(青木一男君) 通商産業省設

置法の一部を改正する法律案を議題と  
して質疑を行います。

別に御質疑もなければ、質疑は終局  
したものと認めて御異議ございません  
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと  
認めます。

これより討論に入ります。御意見の  
おありの方は賛否を明らかにしてお述  
べを願います。——別に御发言がなけ  
れば、討論はないものと認めて御異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと  
認めまして、これより採決に入ります。

通商産業省設置法の一部を改正する  
法律案を原案通り可決することに賛成  
の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木一男君) 総員挙手、全  
会一致でござります。よつて本案は、  
全会一致をもつて原案通り可決すべき  
ものと決定いたしました。

本会議における口頭報告の内容、議  
長に提出すべき報告書の作成、その他  
諸般の手続につきましては、慣例によ  
り、これを委員長に御一任願いたいと  
存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと  
認め、さよう決定いたしました。

多数意見者署名

豊田 雅幸 木村篤太郎

廣瀬 久忠 小幡 治和

村尾 重雄 田畠 金光

菊川 孝夫 江田 三郎

堀 真琴 佐藤清一郎

島村 軍次 西郷吉之助

木島 虎藏 井上 清一

野本 品吉 宮田 重文

吉田 法晴 松浦 清一

○委員長(青木一男君) 次にお詣りい  
たします。

五月二十五日、農林水産委員会から、  
農林省設置法の一部を改正する法律案  
について、連合審査会の開会の申し入  
れがありました。これを受諾すること  
に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと  
認めます。連合審査会の日時につきま  
しては、明日午前十時ということと農  
林水産委員長に協議いたす考え方でござ  
います。

本日は、これにて散会いたします。  
午後零時十五分散会

昭和三十一年六月四日印刷

昭和三十一年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局